

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society
- Restructuring Legal Systems of Corporation,
Finance and Capital Market, and Asian Challenges -

平成 21 年度活動報告

我々の拠点は、完全独立系の法理論形成、法政策論形成の総合研究所として、格別貴重な存在として、その社会的認知度が極めて高くなっている。そこでは日々法分野横断的な研究が実施されており、新たな知見と具体的な提言が発せられている。21 世紀 COE の時から刊行している紀要はすでに 2010 年 3 月末の段階で 22 号を数えており、また 21 世紀 COE 叢書全 8 巻（「企業社会の変容と法創造」日本評論社）に蓄積された知見はきわめて豊富であり、本研究はまさに 21 世紀の日本の新しい法律学をリードする拠点となりつつある。

具体的には、第一に、近時金融商品取引法第一条の目的規定に資本市場の機能の確保と公正な価格形成の確保が謳われたことは、我々の拠点の発想がそのまま実現されたものであった。それに対応して資本市場を真に活用するための会社法制である「公開会社法制」の立法提言を行ってきたところ、2010 年 4 月より法制審議会においてこの問題が取り上げられることとなった。第二に、従来よりアメリカ点張りであった企業買収ルールへの関心が、一気に欧州ルールへの関心へと大転換しつつあるが、これも我々が先鞭をつけてきた問題意識である。第三に我々の拠点が一貫して主張してきた横断的資本市場法制提案の一貫として、その推進について中心的役割を果たしてきた金融オンブズマン制度が金融 ADR 法の制定（2009 年 4 月）という形で実現を見た。第四に、アジア域内の共通金融資本市場インフラを推進してきたところ、より具体的な提言としての「TOKYO AIM を活用するアジア・デットリスティング」の一貫として「アジア域内プロ向け国際債市場」およびその国内版である「プロ向け公募債市場」創設提言が広範な関係者を巻き込んで実施寸前とも言える段階に至っている。

平成 21 年度も、引き続き活発な活動が維持された。このたびの金融危機に際して、欧米の制度の問題点を指摘しうるほとんど唯一の第三極としての日本の立場を金融危機に関する早稲田版メッセージとして五カ国語で発信し（2009 年 8 月）、またこれに関する多面的なシンポジウムを開催する（《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》3 回シリーズなど）など、そのシンクタンク機能を遺憾なく発揮した。

こうした発信が可能な日本独特の条件は近代の欧米の法制度を百数十年にわたって学び続けた比較法立国日本の立場があるためである。世界中の権威を集めて開催された「法創造の比較法学—新世紀における比較法研究の理論的実践的課題」（2009 年 11 月）は特筆に値する企画であり、こうした背景が金融・資本市場・企業法制について語る際の重要な基盤となっている。企業法制にとっての労働の意味、企業法制と憲法との関係といった企業法制に関する基礎理論に関する新しい知見は、日本の企業法学の性格を大きく変えていく可能性を秘めた問題となりつつある。

また、本拠点知的財産研究センターは従来のアジアだけでなく、日本および欧州を含む英文判例データベースを拡大しており、GCOE は世界の知財研究の基本インフラ、一大データベースとして国際的な窓口としての地位を確立している。さらに、文・理融合の新しい研究分野の開拓も始まってきている。

更に、中国・韓国等アジア諸国における企業法制改革への具体的貢献も引き続き実施された。中国の最高レベルの立法機関である全人代常務委員会法制工作委员会との協定に基づく研究強力は、中国会社法、証券取引法、独禁法に反映されたが、さらに水質汚染関係法・大気汚染関係法・地震対策関係法・保険法・国家賠償法・地方自治関係法および強制収用法にも及んでいる。

他にも、多くの研究会、シンポジウムが行われ、着実な成果をあげている。平成 21 年度は 5 冊の紀要（機関誌『企業と法創造』商事法務）が刊行された（十八号、十九号、二十号、二十一号、二十二号）。また、人材育成（教育）面としては、本拠点では、多分野にわたる研究企画を支えていくために、延べ 30 名の RA を雇用したが、法分野横断的なオープン多数の研究会等に自由に参加し、RA として研究企画を支えること自体の意義は、本拠点にとっては極めて重要な特色であることを敢えて強調しておきたい。



【平成21年度の主な講演会・シンポジウム】

- 5月9日「日本企業と特許訴訟：フォーラムショッピングによる攻撃的特許戦略」、Richard Price (Taylor Wessing, London Office) 他
- 6月26日「欧米特許判例の最新動向」
Doug Stewart(Dorsey&Whitney,Seattle Office) 他
- 7月10日 「日・中・韓資本市場法規制フォーラム」
韓国銀行会館国際会議室、上村達男、犬飼重仁、三井秀範(金融庁総務企画局企業開示課長) 他
- 7月27・28日「中国賠償法制定に関する研究交流」(於北京) 上村達男教授、岡田正則教授、芝池義一(京都大学名誉教授)他
- 9月10・11日「知的財産権に関する国際私法原則」
日韓共同研究会、韓国中央大学法学専門大学院他
- 9月18日 第一回《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》、ジョン・マケルダウニー(ウォーリック大学教授)
- 10月5日「中国新特許法の運用とその展望」、張平(北京大学教授) 他
- 10月22日 第二回《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》、リチャード・フレック(ハーバートスミス法律事務所パートナー) 他
- 10月24日「ヒト由来物質をめぐる法的課題」、バーナード・M・ディケンズ(カナダ・トロント大学法学部教授) 他
- 10月30・31日 国際コンファレンス「Business Law and Innovation」、Arnoud W.A. Boot (University of Amsterdam 他
- 11月14日「法創造の比較法学—新世紀における比較法研究の理論的実践的課題」、Rolf Knieper(ブレーメン大学名誉教授)、Hugh Collins (ロンドン大学法学部長・教授) 他
- 11月15日「法創造の比較法学—新世紀における比較法研究の理論的実践的課題」、Karl Klare (Northeastern Univ.) 他
- 1月21日 第三回《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》サイモン・デーキン(ケンブリッジ大学法学部教授) 他

平成21年度奨励研究費

平成21年度奨励研究費は、グローバルCOEの研究企画の趣旨に合致する個人研究を奨励するため、若手研究者を対象に公募、選定の結果実施した。

- ① 兪 風雷 「EU 新規加盟国ハンガリーにおける I. P. エンフォースメント」 ハンガリー (ブダペスト)
- ② 志賀 典之 「インターネット上のコンテンツ開発モデルに対する著作権・著作者人格権の行使を巡る比較法的研究 ドイツ著作権・著作者人格権基本概念の歴史的生成」 ドイツ (ドレスデン)

活動報告

アジア域内プロ向け国際債市場 (AIR-PSM) と我国プロ向け公募債市場 (PSM-J) の創設提言

早稲田大学グローバル COE 総合研究所アジア資本市場法制研究グループ「アジア・デットリスティング研究会(犬飼重仁早大法学学術院教授・築瀬捨治早大客員上席研究員兼客員教授(弁護士)の共同座長)」は4月20日、『アジア域内プロ向け国際債市場(AIR-PSM: Asian Inter-Regional Professional Securities Market)』と、その国内版『我国プロ向け公募債市場(PSM-J)』の創設を提言する発表を行いました。

※提言の内容はホームページをご覧ください。

http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/d_ebtlisting_6.html

この提言は、2008～2009年にかけて受託した、国際協力銀行(JBIC)受託研究第一期及び第二期の成果をまとめた「アジア版 MTN (Medium Term Note) プログラムの実行可能性に関する調査報告と提言」も踏まえつつ、従来から実施してきた「アジア資本市場法制に関する研究」推進の一環として、比較法学総合研究所(所長:上村達男教授・法学学術院長)との共催により、「アジア・デットリスティング研究会」(共同座長:築瀬捨治・犬飼重仁)を立ち上げ、2010年2月上旬から4月中旬にかけての3ヶ月間、『我国及びアジア域内の有効なプロ向け債券市場と関連市場インフラの創設、及びそれに繋げるための必要な条件』に関して検討を行ってきた成果として発表したものです。

季刊 企業と法創造 二十号、二十一号、二十二号 発行
季刊 企業と法創造「特集・金融危機」(通巻第二十号)、「特集・憲法と経済秩序」(通巻第二十一号)、「特集・知的財産法制研究 V」(通巻第二十二号)が発刊されました。本研究所のホームページでも閲覧できます。

特集・金融危機(通巻第二十号)

- 巻頭言
- コーポレート・ガバナンスとトヨタ問題 上村達男
- 第1部 緊急シンポジウム
- オバマ大統領の金融規制改革案を検証する ～日本は何を発信すべきか
- 所長ご挨拶 上村達男
- 報告[1]金融規制改革の方向性 河村賢治
- 報告[2]伝統的な証券規制の改革 若林泰伸
- 報告[3]住宅ローン市場規制と消費者保護 —消費者金融保護庁の構想— 坂東洋行

報告[4]証券化市場規制と格付会社規制	久保田安彦
報告[5]ヘッジファンド規制とデリバティブ規制	
—金融イノベーションの進展と公開会社法制への挑戦—	渡辺宏之
コメント1	黒沼悦郎
コメント2	松尾直彦
シンポジウムと質疑	
第2部 国際シンポジウム	
「ヒト由来物質をめぐる法的課題」	
英米法における人体組織の規制	バーナード・M・ディケンズ (訳) 大坂賢志
研究目的に供するためのヒト生体試料の利用	—ドイツの法的状況— ヨッヘン・タウピッツ (訳) 原田香菜
人体の商品化と臓器の調達	—倫理的および社会的・法的挑戦— ジョージ・ムスラーキス (訳) 福山好典 甲斐克則 ヒト由来物質をめぐる法的課題 —わが国の議論— 岩志和一郎
第3部 研究会成果・翻訳	
市民社会論の法律学的射程	
報告広渡清吾／コメント吉田克己／質疑討論	
企業の国際的な刑事責任	マルク・エンゲルハルト (訳) 松田正照
理論と実務の観点におけるポーランド王冠証人法	エミール・W・プリヴァチェフスキー (訳) 岡上雅美
GCOE 通信	韓 敬新・大坂賢志
特集・憲法と経済秩序 (通巻第二十一号)	
巻頭言	
会社法と憲法・雑感	上村達男
憲法特集号の刊行にあたって	中島 徹
憲法研究者の見た"経済"あれこれ	奥平康弘
憲法にとっての経済秩序 —規範形式と規範内容からみて—	樋口陽一
経済秩序をめぐる憲法規範と民事法規範	瀬川信久
財の自由市場とアイディアの自由市場 —組織と制度からみた経済秩序—	阪本昌成
憲法と市場経済秩序 —市場の成立条件と市場のあり方の選択—	須網隆夫
社会権再考	中村睦男
自治と自律と社会権 —生存権の権利主体の立ち位置をめぐって—	西原博史
法政策分析の憲法的基礎	常木 淳
憲法と経済秩序 —解釈理論上の問題の所在—	棟居快行
グローバル化時代の憲法と経済秩序	森 英樹
政府の商業言論	蟻川恒正
〈資料〉 研究会における質疑応答	
GCOE 通信	武田芳樹・山本真敬・権 奇法

特集・知的財産法制研究 V (通巻第二十二号)	
巻頭言	知的財産法制研究センターと知的財産拠点形成研究所 高林 龍
第1部 シンポジウム・セミナー	
国際知的財産シンポジウム:欧州主要諸国における知的財産エンフォースメント—その現状と将来的展望—	
国際知的財産セミナー	
中国新特許法の運用とその展望	
講演録 RCLIP 国際知財戦略セミナー	
欧米特許判例の最新動向	
第2部 論文・研究ノート等	
論考	
進歩性を理由とする拒絶査定維持審決の審決取消訴訟における審理範囲	加藤 幹
著作権法改正による美術の著作物への影響 —47条の2と追及権—	小川明子
立体商標の登録と競争制限的影響—立体的形状に係る保護要件の統一的解釈の可能性—	五味飛鳥
アメリカ著作権法における職務著作制度の一考察	
—録音物の著作者は誰か—	安藤和宏
諸外国における著作権侵害者に対する三振アウト制導入の動き	張 睿暎
中国権利侵害責任法における知的財産権等諸問題	兪 風雷
研究ノート	
検索キーワード広告と商標権に関するドイツの近年の裁判例	志賀典之
台湾専利法上の特許権侵害による損害賠償	
—現行専利法第85条をめぐる議論の諸相—	陳 柏均
資料	
孤児著作物に関するアンケート (米国) の回答について	今村哲也
孤児著作物に関するアンケートの回答	シグニー・H・ニープ (訳) 今村哲也
第3部 英文	
International Intellectual Property Seminar	
EU IP Enforcement: Present and Future January 17, 2009	
Comparative IP Academic Workshop 2009	
Debates on Introduction of "Fair use" to the Copyright Act of Japan and Korea. Do Japan and Korea need Fair use?	Yeyoung Chang
Changes to the Civil Procedure Law and Regulations Prompted by Specialized Litigation: Regarding the United States and the Japanese Patent Invalidation Procedures	Toshitaka Kudo
GCOE 通信	伊原美喜・佐藤庸平・青木真人・上條千恵美

研究企画紹介（第6回）

本研究拠点では、異なる法分野の多数の研究企画が独立して活動を推進しています。本紙面では、順次、各研究企画概要を紹介します。（HP記載内容よりの転載）

B 知的財産法制研究センター（責任者：高林龍）

B-1. 知財判例データベース・知財理論研究

(1) アジア知財判例英訳DBの欧州判例の追加による発展的構築、日本・アジアにおけるコモンロー系・大陸法系継受の影響と知財法制の研究

21世紀COEの知財部門（RCLIP）で構築してきた中国、韓国、台湾、インドネシア、タイ、ベトナム及びインドを対象国とするアジア知財判例英訳DBは、アジア各国法制度の原点である英独仏伊の知財判例を追加し、知財判例DBへと発展した。これを基に、コモンロー圏・大陸法圏の相違及び近年の国際調和の傾向を調査研究し、特にEU指令採択後の欧州を参考に、アジア各国における知的財産法制の継受、権利行使調和や今後の法制のあり方について検討を加える。また、アジア各国についても引き続き毎年新判例を追加補充している。インド以外のアジア・オセアニアの英語国をも収録対象に加え、もしくは既存の英語知財判例DBとのリンク化を図っていく。成果の発信のため、各国の講師を招聘して収録判例を素材とした対象国ごとの個別セミナーを実施し、参加者とも広く意見交換を行っている。

(2) 学識経験者との意見交換と知財法制への提言

知財判例英訳DBの対象国各国から講師を招聘したシンポジウムや研究会を日本で行うとともに、アジア主要国のリーダー的研究機関大学と共催で、現地で学者・法曹関係者と、(1)の成果を踏まえ、日本の過去の経験から経済発展における知財の役割や現状の論点につき意見交換を行っている。最終的には(1)と(2)の研究の成果として、あるべき知財法制の提言を世界に発信していく。

(3) トランスナショナル知財セミナーの実施

グローバルCOEでも若手研究者の育成は主要なテーマであり、政策・理論・実務という3本立てのセミナーをアジア、欧州、米国と場所を移して行っている。知財判例DBに収録された判例を素材に、各国協力研究機関の若手研究者による研究報告会及びアジア、米国、欧州の裁判官による模擬裁判を行う。これにより、広く学生一般に知財法の争点を比較法的に理解してもらうとともに、裁判官にも他国の制度を知る機会を与え、国際調和のきっかけとしてもらう。

(4) ニュースレター、Webでの情報発信による情報の共有化

RCLIPでは年4回日本語・英語でニュースレターを発行

し活動状況の報告を行い、またWebでも同様の情報発信を行ってきた。グローバルCOEで格段に豊富化した企画に応じて、これらの情報発信はさらに頻繁かつ充実させて継続し、情報の共有化を図っている。

企画責任者：高林龍 渋谷達紀 竹中俊子

B-2. 国際取引法と知財法制

WTO/TRIPS成立後、知的財産権の保護水準に関する諸国の規定の調整と調和が飛躍的に進んだことは否定することができない。しかし、各国の知的財産に関するその他の実質法規定をみると各国の産業政策や文化政策の相違を反映して異なることが多く、権利の実効的行使の点については残された問題点が多い。

そこで、知的財産権の国際的保護を強化するための一方法として、国際裁判管轄権、準拠法、判決の承認・執行を含む知的財産権に関する国際私法の共通原則を探求しようとする研究プロジェクトが見られる。一方では、アメリカ法律協会（ALIと略する）は、2002年4月から「国境を越えた知的財産紛争に関する裁判管轄、法選択及び判決にチェ起用される原則」を独自のプロジェクトとして認め、ニューヨーク大学のRuchelle C. Dreyfuss教授やコロンビア大学のJame C. Ginsburg教授を中心に作業を進め、2007年5月14日のALI総会で採択され、2008年6月にその内容が出版されている。他方では、ドイツのマックスプランク財団は、2001年にマックスプランク無体財産研究所で形成された作業グループを発展させて、2005年に戦略的プロジェクトの一つとして同様な問題についてヨーロッパの側からの草案をまとめる作業を開始した。

私たちの研究は、2004年2月の日本と韓国の国際私法・知的財産法の研究者を中心とした国際シンポジウムを契機として、これら二つのプロジェクトの成果を踏まえながら、さらに中国の国際私法学会とも協力しながら東アジアの視点から知的財産権に関する国際私法上の共通原則を探求してきた。そして、今後は、これらの研究で明らかにすることができる共通原則を基礎としながら、東アジアにおける技術移転制度構築にかかわる法技術的問題を研究することを目指している。

企画責任者：木棚照一

C 企業・会計システム研究センター（責任者：宮島英昭）

C-1. 企業統治の経済分析

21世紀における企業社会のあり方を考えるにあたっては、企業とそれをとりまく様々な構成員（株主、従業員、取引先、顧客、地域社会など）の行動とその関係（コーポレート・ガバナンス）を考察することが不可欠である。そして、より有効なコーポレート・ガバナンスが実現されるためには、いかなる法が必要となるのかも検討されなければなら

ない。さらに、これらの考察を通じて日本の企業社会にとって必要な制度構築の視点を提示するために、各国の文化的、歴史的背景を十分に考慮した上で、市民社会で企業が果たすべき役割は何か、そしてそれは国ごとにどう違うのかを探求することが必要となる。その意味で、本研究の方法は、本拠点の1つの特徴「市民社会のあり方、その背景にある思想や歴史、哲学をも対象とする掘り下げた研究を行い、それを踏まえてあるべき姿を探求する」にそったものである。各国の文化、歴史、慣習を考慮に入れた、アメリカ型ではないコーポレート・ガバナンスのモデルを世界に向けて提唱する社会的意義はきわめて大きいと考えられる。

こういった観点から、本プロジェクトでは、日本企業における企業統治構造と、企業行動、パフォーマンスの関係を経済学、企業金融の立場から、実証的に分析し、今後の望ましい企業法制・資本市場法制のあり方について経済学や企業金融論からのインプリケーションを提示する。具体的には、変貌する日本企業の統治構造の実態を明らかにし、その特性が企業業績や企業行動に与える影響について包括的に分析することを目的とする。以上の目的意識に立って、「企業統治の経済分析」班は企業データベースの整備、データベースを活用した実証分析を中心に進める。

企画責任者：宮島英昭 久保克行 広田真一 蟻川靖浩

C-2. 企業活動の変容と開示・会計・監査・内部統制

I 「国際財務報告基準の概念フレームワーク」

グローバル化が進む世界の資本市場の中で、会計基準の国際的なconvergenceは最重要課題の一つになっている。しかしそのあり方は、世界各国で必ずしも一様ではない。資本市場のグローバル化と国内市場の規律とのバランスを保ちながら、社会規範としての会計基準を経済社会の変化に対応させてメンテナンスしていくことは、そうたやすいことではなく、特に、国内の会社法や税法との関係を無視することはできないが、今後、会計基準のconvergenceという世界的なうねり（風潮）の中で国際財務報告基準（IFRS）を国内基準として採用する国は間違いなく増加するであろう。経済社会の変化に合せてIFRSを策定し、改定していく作業プロセスにおいて何よりも強く求められるのは、堅固なdue processである。ここにおいて、各国の政治的な思惑を超越して中心的な役割を果たしうるのは、会計の概念フレームワークに関する世界的なコンセンサスにおいて他ならず、本研究では、以上のような問題意識に基づいて、次の3つの作業を中心にプロジェクトを進める。①世界各国のIFRSの適用実態に関する正確な情報を収集、②IASBの概念フレームワーク・プロジェクトの成果ならびに近年のIFRSを幅広くタイムリーに情報収集、③上記②の情報を相対化して分析する作業を通じ、現代会計の基底に横たわる概念フレームワークを明らかにする。

II 「会計測定的基础」

上記Iのテーマを研究する際には、会計制度とは距離を置いた会計における「認識と測定」の本質的な意味を明らかにする研究が欠かせない。なぜなら、この研究成果を座標軸としてはじめてIFRSならびにそこに通底する概念フレームワークを相対化して捉えることが可能になるからである。

III 「監査における懐疑主義の研究」(Professional Skepticism in Auditing)

「どのように監査を実施すれば、経営者による不正な財務報告を監査人は検出することができるのか」というテーマが、監査人の役割・監査人の責任と関連して、非常に基本的な問題として浮上している。この問題の背後に存在する基本問題、これが懐疑主義である。監査における懐疑主義とは、監査人の心の問題や姿勢に過ぎないのか、それとも、監査判断に関する基本的な枠組みを内包するものであるのか。このテーマを継続的に取り組み、日本公認会計士協会・監査法人の協力を求めつつ、最終的に共同の研究成果を公表したい。

企画責任者：鳥羽至英 辻山栄子 川村義則

C-3. 知財とイノベーション

価値を創出するための知財マネジメントが新たな局面を迎えている。技術の高度化と複雑化により開発コストが高騰する一方で、製品ライフサイクルは短期化している。研究開発費の伸び率が売り上げの伸び率を上回るような事態も発生しており、開発コストを回収するビジネスモデルの確立が急務である。

そこで求められるのが、オープンイノベーションの発想である。従来のクローズド型の仕組みでは、研究開発から製品化・販売まですべて自前主義で行うのが通常である。しかし、この仕組みでは当該企業のビジネスモデルに適合しない技術や知財の多くは未活用のまま放置されてしまう。これは社会的損失でもある。むしろ、他社へライセンスしたり、スピンオフして分離したり、あるいは売却するなどして戦略的に活用すべきである。

このような問題は製造業に限ったものではない。コンテンツ産業でも、日本で開発されたキャラクターが米国などで映画化されているが正当なリターンを獲得しているとはいえない。従来の垂直統合型の価値創造・獲得の仕組みを見直し、知財が有効に活用されるような制度や仕組み（知財の評価、知財の仲介市場）を構築すべきである。経営分野の研究グループとしては、知財の活用を念頭に置いた制度設計に何らかのインプリケーションを導きたいと考えている。

企画責任者：藤田誠 井上達彦 谷口真美

C-4. 日本の企業統治：歴史的パースペクティブ

本プロジェクトの目的は、21世紀COEプログラムの成果を継承しつつ、1900年から現在までの約1世紀にわたる日本企業の企業統治構造と企業行動およびパフォーマンスの関係についてさらに高いレベルの実証分析を行い、これからの日本の企業法制と資本市場法制のあり方について経済学的により深いインプリケーションを提示することである。

21世紀COEプログラムにおいては、今後の日本の望ましい制度設計の展望を目的に、企業法制・資本市場法制と企業行動の関係に関する実証分析、具体的には『早稲田大学長期マイクロデータベース』を用いた日本の投資家保護法制の歴史的展開、株主所有構造と企業パフォーマンス、戦前期日本における企業統治の特性とその有効性、さらに前プログラムの最終年度から構築が始まった『早稲田大学長期M&Aデータベース』に基づく戦前期日本のM&Aに関する研究が実施され、それぞれの成果がCOE叢書に結実した。

本プロジェクトでは、上記の研究テーマについて、国際比較の視点を新たに取り入れることで、また法律分野の専門家との共同研究をこれまで以上に積極的に行うことにより、一層の深化・洗練を図っていききたい。また研究の推進および充実に欠かせない各データベースの拡充を行い、グローバルCOEプロジェクト期間中の学外公開を実現したい。歴史的視点を取り入れた実証分析の蓄積は、現在および将来の日本における望ましい企業統治のあり方や企業と企業法制・資本市場法制との関係を考察する上でより深いインプリケーションを与えるものとなる。

企画責任者：宮島英昭 花井俊介 齊藤直

【講演者】

中村修二（カリフォルニア大学サンバレー校教授）
熊倉禎男（中村合同特許法律事務所弁護士）
逢坂哲彌（早稲田大学理工学術院教授）
小泉直樹（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

本シンポジウムは、早稲田大学知的財産拠点形成研究所主催、RCLIP ほか共催により、早稲田大学重点領域研究機構・知的財産拠点形成研究所（IIPS Forum: Institute for Interdisciplinary Intellectual Property Study Forum）のスタートアップとして、「文理融合型の知的財産活用方法」を探ろうとするべく開催されました。はじめに、青色発光ダイオードの発明者として著名な中村修二教授が「日米で発明者・研究者として活動して」と題し基調講演を行いました。中村教授は、職務発明対価請求訴訟の実情、研究者の起業、特許制度といった観点で、日米の制度の違いを述べられました。次いで、熊倉弁護士により「日米知財紛争事件を担当する弁護士の立場から」として、どのようにして文が理の研究開発をサポートしていくべきかという観点から報告が行われました。最後に、文系研究者、理系研究者からのコメントとして、両氏の講演を受けて、文系研究者として高林教授が、判例法の米国と大陸法の我が国では司法の役割、司法制度は必ずしも同一とはならない等のコメントをし、理系研究者として朝日教授が、熊倉氏に対して法務担当者の十分なサポートを実現するためには研究者と法務担当者の信頼関係の醸成が必要である等それぞれコメントをしました。続く第二部では、はじめに、逢坂教授により「産学協同による研究開発と実用化の事例」の報告が行われました。産学協同のポイントとして、大学はあくまで教育研究を旨とすべきであること、実用化にいたらなくても関連学問分野の発展に寄与する研究であること、企業にとっても魅力あるばかりでなく学生にとっても魅力ある研究であること、研究の主人公を明確にすること、等が重要であるとの指摘がありました。次いで、小泉教授により「法学者の立場から」として、裁判官と技術、職務発明制度と契約、不実施補償等の、文と理が対峙する場面をトピックとした報告が行われました。

最後に、講演者を含め全員でのパネルディスカッションを行われました。

（レポート協力 加藤 幹）

■知的財産シンポジウム「文と理の狭間からの飛翔ーデザインの本質と法的保護の未来を探るー」（2010/3/28開催）

本シンポジウムは、早稲田大学重点領域研究機構・知的財産拠点形成研究所スタートアップ連続シンポジウムの第2弾として開催されました。第一部では、川崎和男大阪大

Symposium & Seminar

■IIPS-Forum 知的財産シンポジウム

「文と理 対峙から協働へー文理融合型知的財産の活用方法を探るー」（2010/3/20 開催）



【司会・コメンテータ】

高林龍（早稲田大学法文学術院教授）
朝日透（早稲田大学理工学術院教授）

学教授による「創造する権利としてのデザイン価値」との演題の基調講演が行われ、つづく第二部においては、田村善之北海道大学教授、川崎芳孝特許庁意匠課課長、峯唯夫弁理士及び五味飛鳥弁理士をパネリストとして、大淵哲也東京大学教授の司会によるパネルディスカッションが行われました。

基調講演で川崎教授は、「全体価値」としてのデザインに対する法的保護に言及し、単純に商品の図面を描いて形が似ている似ていないというようなことだけを問題にしている意匠法に十分な価値は認められないと指摘した上で、著作権や特許権によって支えられている現代のビジネスモデルは利益の社会還元という義務が放棄され倫理性を喪失しているとの認識を前提として、自身の近年の製品開発例を例示しつつ、きわめて巨視的に、著作権や特許権のバックグラウンドに意匠権を配置し、意匠権によって美学性や倫理性を問うことによって、収益構造体に、失われた美学性や倫理性を取り戻していくことを提案しました。引きつづき行われた第二部では、①デザイン保護の意味・目的、②非審査制度併設の要否、③物品性の問題の3点が、主たるテーマとし、田村教授、川崎課長、峯弁理士及び五味弁理士より報告がありました。

各報告の後に、大淵教授の司会によってパネルディスカッションが行われました。デザインと需要との関係、意匠の視覚性ないし美感性と機能性の問題、物品概念と不動産等々につき多岐にわたって意見が交わされました。

(レポート協力 五味飛鳥)



■旧社会主義圏諸国における法と社会 — 比較法視座による現状分析【第一回】

(2010年4月16日開催)

本研究会は、比較法学の視座から、20世紀に存立した「体制としての社会主義」を論理的に総括し、21世紀にあたって転形・展開する「旧社会主義圏諸国」の現状を分析することを通じて、この時代の「社会主義問題」を究明することを目途としています。第一回は、「ロシアにおける資本主

義への移行と法」をテーマに、大江泰一郎 静岡大学名誉教授、竹森正孝 岐阜大学教授のお二人を報告者としてお招きし、開催されました。

まず、大江泰一郎教授から、「ロシアにおける所有と権力」と題して報告がありました。報告は、現代ロシアにおける権威主義的秩序が、実は帝政ロシア—ソ連—新生ロシアに歴史的に貫通する所有権の構造と相即的であること、また、ロシアの今後の民主化が所有構造の変革にかかっていることを論じました。次に、竹森正孝教授より、「ロシアの政治権力と法」と題し、報告がありました。竹森教授は、報告の中で、ロシアの93年憲法体制の展開過程を追い、立憲主義の「確立」の理念と現実、西欧民主主義への接近とロシアの「独自性」の緊張関係の中での、国家的統一、再集権化を果たすために、超大統領制を利用しつつ、権威主義的傾向を強めたプーチン体制の政治的、憲法的な特徴付けを検討しました。続いて、早川弘道 早稲田大学教授（法学学術院教授・比較法研究所所長）より、以上の報告に対しコメントがなされ、そのあと引き続き討論が行われました。

【主催】早稲田大学比較法研究所

【共催】早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所

【後援】早稲田大学ロシア研究所

■第8回企業と市場と民事責任研究会

(2010年4月24日開催)

本研究会では、まず、山野目章夫教授（早稲田大学）より、「製造物の概念と不動産」と題し報告が行われました。報告は、製造物責任において、不動産をその責任の対象とする意義と可能性について、なぜ不動産に限られ、不動産は含まれないのかという問題点を中心に論じられました。引き続き、コメンテーターとして島野康（国民生活センター参与）から、現行法での裁判例の状況、実務家と研究者の視点の相違、山野目報告の実務上の可能性についてコメントをいただきました。

続いて、都筑満雄准教授（南山大学）より、「複合契約中の契約の消滅の判断枠組みと法的根拠に関する一考察—フランスにおけるコーズの主観化に関する議論を中心に—」と題する報告が行われました。いずれの報告も、債務法改正の大きな流れがきつつある日本法において、貴重な示唆を与えるものでした。

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

■Organizational and Financial Economics Seminar

2010（共催：ファイナンス総合研究所共催）

【日時】2010年 6月7日 および14日 13:00～14:30

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス11号館11階1108教室
6月7日

【報告者】Carsten Bienz (Associate Professor, Norwegian School of Economics and Business Administration, Norway)

【テーマ】The Defeat of Control Rights

6月14日

【報告者】Byung-seong Min (Senior lecturer, Griffith Business School, Griffith University, Australia)

【テーマ】Evaluation of Board Reforms: An Examination of the Appointment of Outside Directors in Korea

事前手続は必要ございません。直接会場へお越しください。

■「信託法制の比較法研究」研究会

【日時】2010年 6月18日 18:00～20:00

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 9号館第2会議室

【報告者】柴崎暁(早稲田大学教授)

【テーマ】信託財産の独立性と大陸法

—ハーグ信託条約第11条と第15条との関係—

■シンポジウム「医療行為・製薬イノベーションをめぐる法律問題：欧米最新動向」

【日時】2010年 6月26日 18:30～20:30

【場所】東京医科歯科大学 臨床講堂

第1部：治験をめぐる法律問題

Prof. Patricia Kuszler (Director, Health Law Program, Professor of Law University of Washington School of Law)

Prof. Beth Rivin (Director, Global Health & Justice Project University of Washington School of Law)

萩原 正敏 (京都大学 医学部 教授・東京医科歯科大学 医学部 客員教授)

【司会】竹中 俊子 (Director, CASRIP, Professor of Law, University of Washington School of Law)

第2部：ビルスキー最高裁判決・エリアッドCAFC大法廷

判決の比較法的考察：医療行為発明の特許保護とベンチャービジネスインセンティブ

Dr. Andrew Serafini (Fenwick & West LLP, Seattle, U.S.A.)

Dr. Jan Krauss (Boehmert & Boehmert, Munich, Germany)

窪田 良 氏 (Acucela Inc. 取締役会長兼CEO)

【司会】高林 龍 (Director, RCLIP, 早稲田大学 教授)

(日本語・英語 同時通訳)

■Theodore Mock教授 会計研究セミナー

【日時】2010年 6月28日 15:00～17:00

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 11号館903教室

【報告者】Theodore Mock (Professor, University of California, Riverside)

【テーマ】Empirical Studies on Auditors' Judgments (仮題)

※レジュメは後日掲載します。※講演は英語で行われます。

【懇親会】参加費3000円（予定）

■RCLIP国際知的財産戦略セミナー

「米国特許訴訟最新動向—ビルスキー最高裁判決の影響と不正行為をめぐる大法廷審理」

【日時】2010年 7月9日 18:00～20:00

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス 小野記念講堂

【司会】竹中俊子 (ワシントン大学教授、早稲田大学大学院法務研究科教授)

【講演者とテーマ】(同時通訳有(日本語・英語))

「ソフトウェア・ビジネス方法の特許性：ビルスキー最高裁判決」 Doug Stewart, Dorsey & Whitney LLP, Seattle (米国特許弁護士)

「不正行為を中心とする特許権行使上の法律問題」

Paul Meiklejohn, Dorsey & Whitney LLP, Seattle (米国特許弁護士)

【コメント】高林龍 (早稲田大学法学学術院・法務研究科教授)

【主催】早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所

知的財産法制研究センター、早稲田大学知的財産拠点形成研究所

編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜 (グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局)